

「電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領」の制定について

社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

1. 制定の要点

補装具費支給事務における電動車椅子の取扱いについては、「電動車椅子に係る補装具費の支給について」（平成22年3月31日障発0331第11号障害保健福祉部長通知）において定めていたところだが、今般、「電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領」を定め、平成30年4月1日から適用することとしたため、従前の要領を廃止し、新たに「電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領」を制定する。

2. 概要

(2) 告示改正に伴う追記

- ・ 2 支給の判定(3)にリチウムイオンバッテリーに係る留意事項を追記。
- ・ (4)からニッケル水素及びニッカドのバッテリーの留意事項を削除。

3. 適用日

平成30年4月1日